

令和8年度 管内概要

釧路の国有林



アトサヌプリ（硫黄山）

アイヌ語で「裸の山」を意味する「atusa-nupuri（アトゥサ・ヌプリ）」に由来します。山肌が噴気と硫黄で覆われ、木々が生えない荒々しい様子が特徴で、今でもゴウゴウと音を立てながら噴煙が上がり、一年を通してダイナミックな地球の鼓動を体感できます。

『国有林』はさまざまな公益的機能を発揮しています

『国有林』は木材の安定的な供給だけではなく、多くの森林が水源地や保全対象地として管理されており、良質な水資源の供給や土砂災害の防止・軽減などの治山治水対策として生活を守る働きのほか、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止や生物多様性の保全といった多面的な機能を発揮することで、様々な「持続可能な開発目標（SDGs）」にも貢献しており、カーボンニュートラルを見据えた豊かな社会経済の実現へ向けた取り組みも進めています。

また、釧路地域には阿寒摩周国立公園や釧路湿原国立公園、厚岸霧多布昆布森国定公園があり、原生的な自然環境や生態系の保全をはじめ、探勝に訪れる人への良好な景観やレクリエーションのため、風景林や自然休養林の維持管理にも務めています。



国民の森林・国有林

林野庁 北海道森林管理局

こんせんせいふしんりんかんりしょ

根釧西部森林管理署

目 次

「国有林」はさまざまな公益的機能を発揮しています	表紙
森林の持つ役割を發揮する管理經營を進めています	P1
〈水源涵養タイプ〉 〈山地災害防止タイプ〉 〈自然維持タイプ〉 〈森林空間利用タイプ〉 〈快適環境形成タイプ〉	
自治体・関係団体との連携、森林環境教育の推進を図っています	P2
〈阿寒湖のマリモと水源林の保全に関する森林整備協定〉 〈弟子屈地域森林整備に関する協定〉 〈清流を守り豊かな海を育むための森林づくり活動の推進に関する協定〉 〈管内における林業の普及、木育活動・森林環境教育の推進〉	
令和8年度の根釧西部森林管理署における各種取組事項	P3
〈地域課題解決に向けた重点取組〉 〈共用林野の設定によるアイヌ文化継承への貢献〉 〈パイロットフォレストにおける持続性と多様な森林づくり〉 〈保護林における地域固有の生物群集を有する森林・野生動植物の保護・管理等〉	
署の沿革、組織図、組織人員	P4
管内図、管理面積、主要事業計画量	P5
所在図、問い合わせ先	P6

国有林に入林する皆様へのお願い

★ 国有林はみんなの森林です。マナーを守って、みんなで大切にしましょう ★

- ・国有林に入る場合は、森林管理署又はお近くの森林事務所で入林手続きをしてください。
- ・林道は道路幅が狭く路肩の弱い箇所があります。また落石の危険もありますので、通行の際はスピードは控えて安全走行に努めてください。
- ・強風、豪雨等による悪天候時は、倒木、落枝、落石、崩壊などの危険が増大しますので入林を控えてください。
- ・立入制限の表示がある区域には、絶対に立ち入らないでください。
- ・タバコなど火の始末に注意してください。また、ゴミは必ず持ち帰ってください。
- ・ヒグマや蜂、マダニ、ウルシなど危険な動植物に注意ください。
- ・登山の場合は十分な装備をして、警察署等に登山計画書を提出してください。
- ・積雪期は雪崩が起こる恐れがありますので、気象状況等には十分注意をしてください。

森林の持つ役割を発揮する管理経営を進めています

根釧西部森林管理署は、釧路総合振興局管内8市町村（釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町）の約18万2千ヘクタールの国有林を管理しています。

【釧路管内における総面積の約30%、森林面積のうち約47%が国有林です】

国有林では、公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、森林をそれぞれ重視すべき機能に応じて、「水源涵養タイプ」「山地災害防止タイプ」「自然維持タイプ」「森林空間利用タイプ」及び「快適環境形成タイプ」の機能類型に区分し、各機能の発揮を目的とした管理経営を進めています。

水源涵養タイプ 116,945 ha

《対象とする森林》

良質な水の安定供給など水源における涵養機能の発揮を第一とすべき森林

《管理経営の考え方》

人工林の間伐や伐期の長期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導などを推進し、森林資源の有効活用にも配慮

《管内の主な区域》

釧路川、庶路川、阿寒川、別寒辺牛川等の河川源流部及び山岳地帯から海岸に広がる丘陵地帯の緩傾斜地 等

山地災害防止タイプ 16,262 ha

《対象とする森林》

土砂流出や崩壊、風害や濃霧への防備における機能の発揮を第一とすべき森林

《管理経営の考え方》

根や表土の保全、下層植生の発達した森林を維持し、必要に応じて保全のための治山施設等を整備

《管内の主な区域》

茶路川、庶路川、阿寒川等の河川流域や市街地・農耕地等の後背部、厚岸町と標茶町の防風林、浜中町の海岸付近 等

自然維持タイプ 22,454 ha

《対象とする森林》

原生的な森林生態系や希少な生物の生育・生息する森林など属地的な生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき森林

《管理経営の考え方》

良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適した森林の維持

《管内の主な区域》

摩周湖周辺、雄阿寒岳など自然公園における特別保護地区及び急峻な山の稜線部、希少野生生物の保護林 等

森林空間利用タイプ 26,312 ha

《対象とする森林》

風致探勝や野外スポーツ、自然観察等、保健やレクリエーション及び文化機能の発揮を第一とすべき森林

《管理経営の考え方》

保健・文化・教育的利用の形態に応じた多様な森林の維持・造成

《管内の主な区域》

屈斜路湖・阿寒湖周辺、釧路町昆布森シレパ地区、パイロットフォレスト望楼周辺、阿寒湖畔スキー場 等

快適環境形成タイプ - ha

《対象とする森林》

騒音や粉塵等から地域の快適な環境を保全する機能の発揮を第一とすべき森林

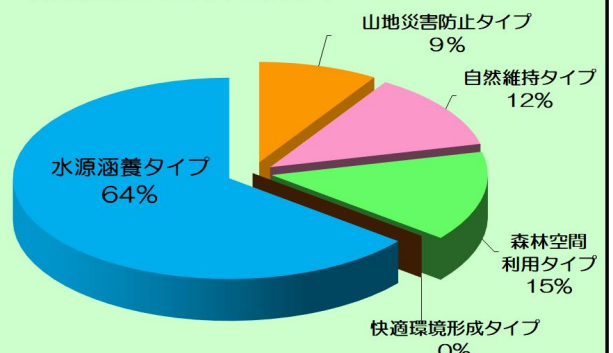
《管理経営の考え方》

汚染物質の高い吸着能力、抵抗性がある樹種から構成される森林の維持

《管内の主な区域》

該当なし

機能類型面積の割合



自治体・関係団体との連携、森林環境教育の推進を図っています

〈阿寒湖のマリモと水源林の保全に関する森林整備協定〉

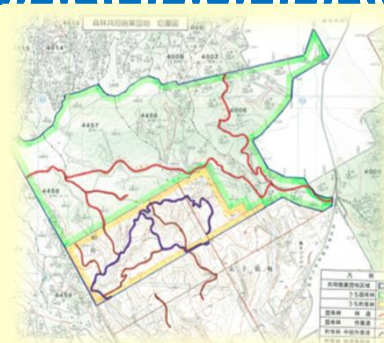


(植樹祭の様子)

阿寒湖周辺の民有林と国有林を一体的に整備し、森林の持つ公益的機能を十分に発揮させることにより、阿寒湖畔地区の上水道の取水源地及び特別天然記念物であるマリモの生息域における環境保全を図ることを目的に、平成24年度より釧路市と「阿寒湖のマリモと水源林の保全に関する森林整備協定」を締結しています。現在の協定は令和9年3月31日までの期間で阿寒湖の北側と南側に位置している（一財）前田一步園財団所有の民有林約1,404haと国有林約2,356haの合計約3,760haが対象となっています。また、協定区域においては、各種森林整備をはじめとして釧路市阿寒地区における市民植樹祭や緑化普及活動等が実施しております。

〈弟子屈地域森林整備に関する協定〉

弟子屈町の奥オソツバツ地区に隣接している町有林約310haと国有林約937haの合計約1,247haにおいて集約的かつ効率的な森林整備を推進することを目的として平成23年度より弟子屈町と「弟子屈地域森林整備に関する協定」を締結しています。現在の協定は令和9年3月31日までの期間となっております。協定地区においては、相互利用を目的として、それぞれが作設した弟子屈町林業専用道「奥オソツバツE線」と国有林「南重内山線」とが接続され、事業地へのアクセスが良くなるなど、森林の調査や伐採した木材の搬出、伐採後の更新や保育等における作業コスト削減や今後の森林管理の効率化に資するものと期待されています。



(弟子屈町森林整備協定位置図)

〈清流を守り豊かな海を育むための森林づくり活動の推進に関する協定〉

釧勝地区漁業協同組合長会と十勝西部森林管理署・根釧西部森林管理署の三者において「清流を守り豊かな海を育むための森林づくり活動の推進に関する基本協定」を締結しています。

この協定は、管内の国有林において流域の環境保全のために釧路・十勝管内に所在する漁業協同組合が行う森林づくり活動への協力と推進を図ることを目的としており、漁業協同組合が主体となって活動する植樹や体験林業などのフィールド提供、ふれあいの森の設定要望などについて協議を行い「漁民の森林づくり活動要望計画書」を作成して組織的・計画的に実施されるものとなっています。

〈管内における林業の普及、木育活動・森林環境教育の推進〉

釧路総合振興局や管内市町村などの関係団体と連携して、木に触れることで木材の良さや森づくりの重要性への理解を深めてもらうことを目的に、地元で制作された木製品や森林に関するパネルの展示、木工の体験コーナーなどの木育活動イベントへの活動や、小学生を対象とした森林教室を開催するなど地域の自然や森林・林業について知ってもらうための森林環境教育に取り組んでいます。

これまでの活動として、釧路管内の林業・木材関連企業など35団が参加して5年ごとに開催している「くしろ木づなフェスティバル」（釧路市・釧路森林資源活用円卓会議）に構成団体として当署も出席・協力しており、一昨年は5年ぶりに開催され、2日間で約4,000人の来場者があり、地域の皆様に、釧路の森林と木材のこれまでの成果を知っていただくとともに、木を見て・触れて・感じる体験を通して、森林の未来を共に創造していきたいと考えています。

また、「トドマツの利用促進・知名度向上」、「森林の大切さの理解向上」、「魅力ある地域づくりの推進」などを目的に北海道釧路総合振興局と道内外の企業により締結された「包括連携協定」にオブザーバーとして当署も協力しており、当署管内の伐採現場において現地見学会を開催するなど、地域が一带となって林業の普及、木育活動・森林環境教育の推進に取り組んでいます。



(第3回くしろ木づなフェスティバル)



(包括連携協定による現地見学会)

令和8年度の根釧西部森林管理署における各種取組事項

〈地域課題解決に向けた重点取組〉

主伐期を迎え収穫調査箇所と再造林面積が増加している現状の中、地域では担い手不足が課題となっているため、民国連携イノベーションによる「新しい造林・林業」を推進し、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環を確立するため、先進的林業機械等による造林・育林作業の省力化・効率化に向けた取り組みを実施します。

①誘導伐跡地に発生するカラマツ天然更新稚樹の利用と保育方法の究明

これまで実施した誘導伐箇所における大型機械地拵えから発生するカラマツ天然更新稚樹の利用を検証するとともに、その天然更新木の活用のため、保育方法等を検証し、造林・育林作業の更なる省力化・効率化に向けて検証を行う。

また、結果については、関係機関への情報共有を行うなどして、更なる技術開発に取り組む。



(山取苗植栽試験)



(天然更新カラマツ密度調査)

②地上型3Dレーザを用いた調査と他の調査方法との比較検証

地上型3Dレーザ調査と他の調査方法との比較検証を実施し、調査適地・条件等を検証する。

また、地上型3Dレーザの操作講習等を実施し、職員の練度向上に努めるとともに関係機関との情報共有及び連携を図り、調査データ収集を行うなどして、更なる技術開発に取り組む。



(地上型3Dレーザ調査)



(天然更新カラマツ下刈り試験地)

〈共用林野の設定によるアイヌ文化継承への貢献〉

林野庁は、アイヌ文化継承への貢献としてアイヌ施策推進法に基づき、祭具に用いる林産物の資源調査や共用林野の設定に向けた取り組みを行っており、道内3例目となる「アイヌ共用林野設定契約」を令和4年12月に釧路市と締結し、令和6年3月に「共用林野設定契約」の継続更新を行いました。



(契約締結後の記念撮影)

この契約は「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」を基に阿寒湖の南側に位置している国有林約3,000haをアイヌ文化の保存・振興及び継承のための共用林野として設定されたもので、区域内では儀式的祭具として使用されるヤナギの枝や民具などの材料となる草本等を事前に採取する種類・数量と期間を定めた契約をしておくことで共用者による採取が可能となっています。

〈パイロットフォレストにおける持続性と多様な森林づくり〉

パイロットフォレストでは人工林が約7,000haあり、その大部分が主伐期を迎えており、現施業実施計画の5年間における伐採は主伐(複層伐)約370ha・間伐約2,650haと4割以上が施業対象となっています。そのため計画的な伐採による木材の安定供給と再造林による林齢の平準化に取り組むとともに、一部の造林地においては、主伐時期の長期化や広葉樹の天然更新を活かした施業を実施して



(晩秋のパイロットフォレスト)

様々な樹種と径級からなる森林への誘導を図るなど、多様で持続性のある森林づくりを進めています。

〈保護林における地域固有の生物群集を有する森林・野生動植物の保護・管理等〉

厚岸霧多布昆布森国定公園特別保護地区(ラムサール条約登録地)に一部指定されている別寒辺牛川の上中流域では地域固有の生物群集を有しており、森林の生態系からなる自然環境の維持及び野生生物の保護、学術研究等に資することを目的に「別寒辺牛生物群集保護林」が設定されています。これまでは主にタンチョウを対象に管理をしていましたが、モニタリング調査から流域河川に生息する希少な魚類なども対象に指定区域が拡充されました。また、弟子屈町川湯地区の硫黄山周辺には火山の影響を強く受けた独特の森林が形成されており、硫黄山からの噴気や強酸性土壌の影響を強く受けた地域固有の生物群集を有する「川湯硫黄山生物群集保護林」が設定されています。

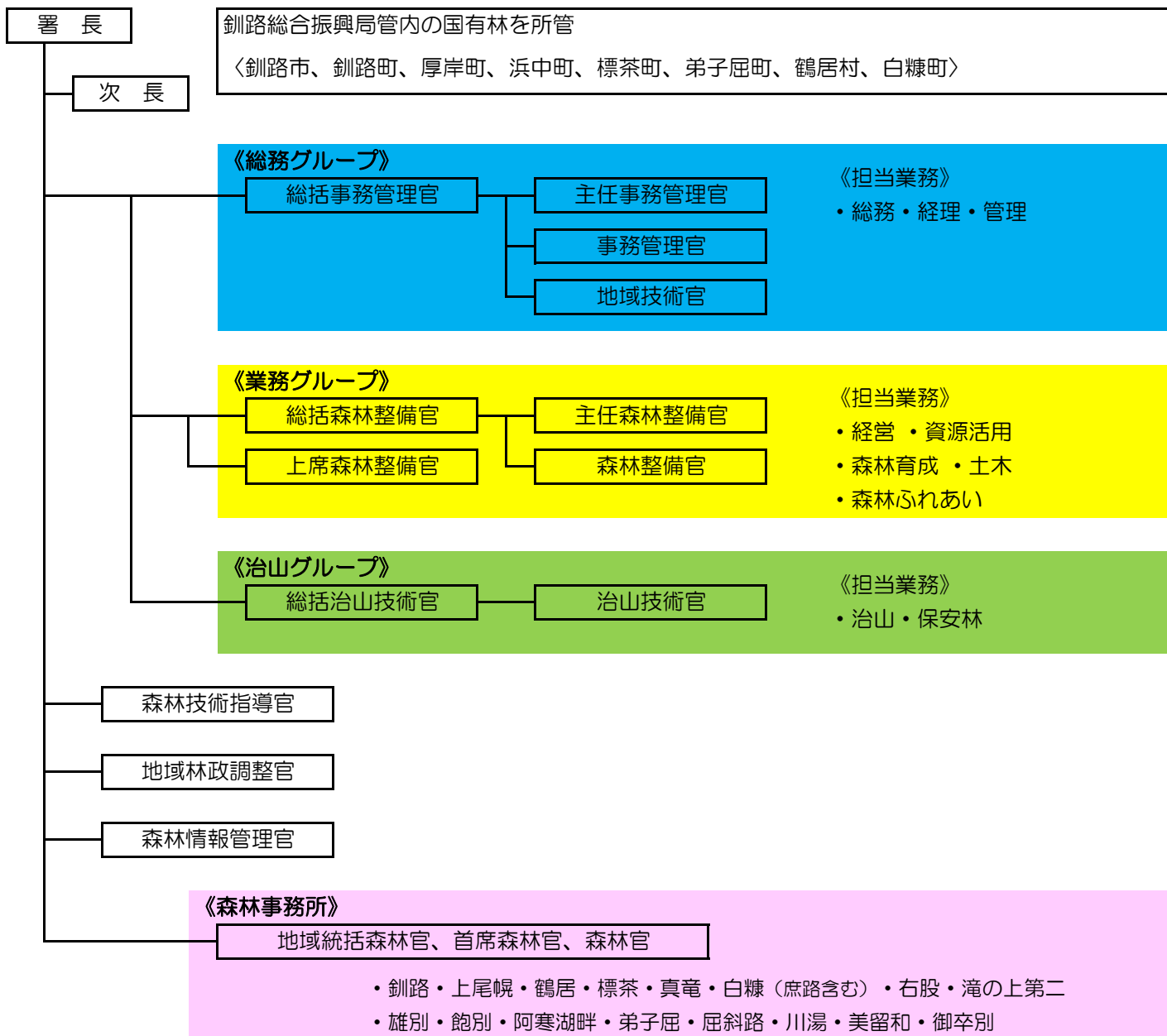


(保護林内に生息するタンチョウ)

《署の沿革》

明治41年 5月	北海道告示第349号により、釧路営林区署として発足する
昭和22年 5月	林政統一により、帯広営林局の管轄となる
昭和22年10月	白糠営林署の新設により、白糠郡一円を分割するとともに、区域改正により根室、中標津、弟子屈の各営林署へ、それぞれ一部を引継ぐ
昭和35年 7月	標茶営林署の新設により、川上郡標茶町と厚岸郡厚岸町の一円を分割し、引継ぐ
昭和61年 3月	標茶営林署が釧路営林署及び弟子屈営林署に分割統合され、標茶パイロットフォレスト営林事務所となる
平成11年 3月	釧路流域を管轄する森林管理署として、白糠営林署、阿寒営林署、弟子屈営林署を含め、根釧西部森林管理署に組織が再編され、暫定的に白糠、阿寒、弟子屈に事務所が置かれる
平成13年 8月	白糠事務所、阿寒事務所、標茶パイロットフォレスト営林事務所が廃止され、根釧西部森林管理署に統合再編となる
平成16年 3月	弟子屈事務所が廃止され、根釧西部森林管理署に統合再編となる
平成25年 4月	組織再編（課制からグループ制へ）

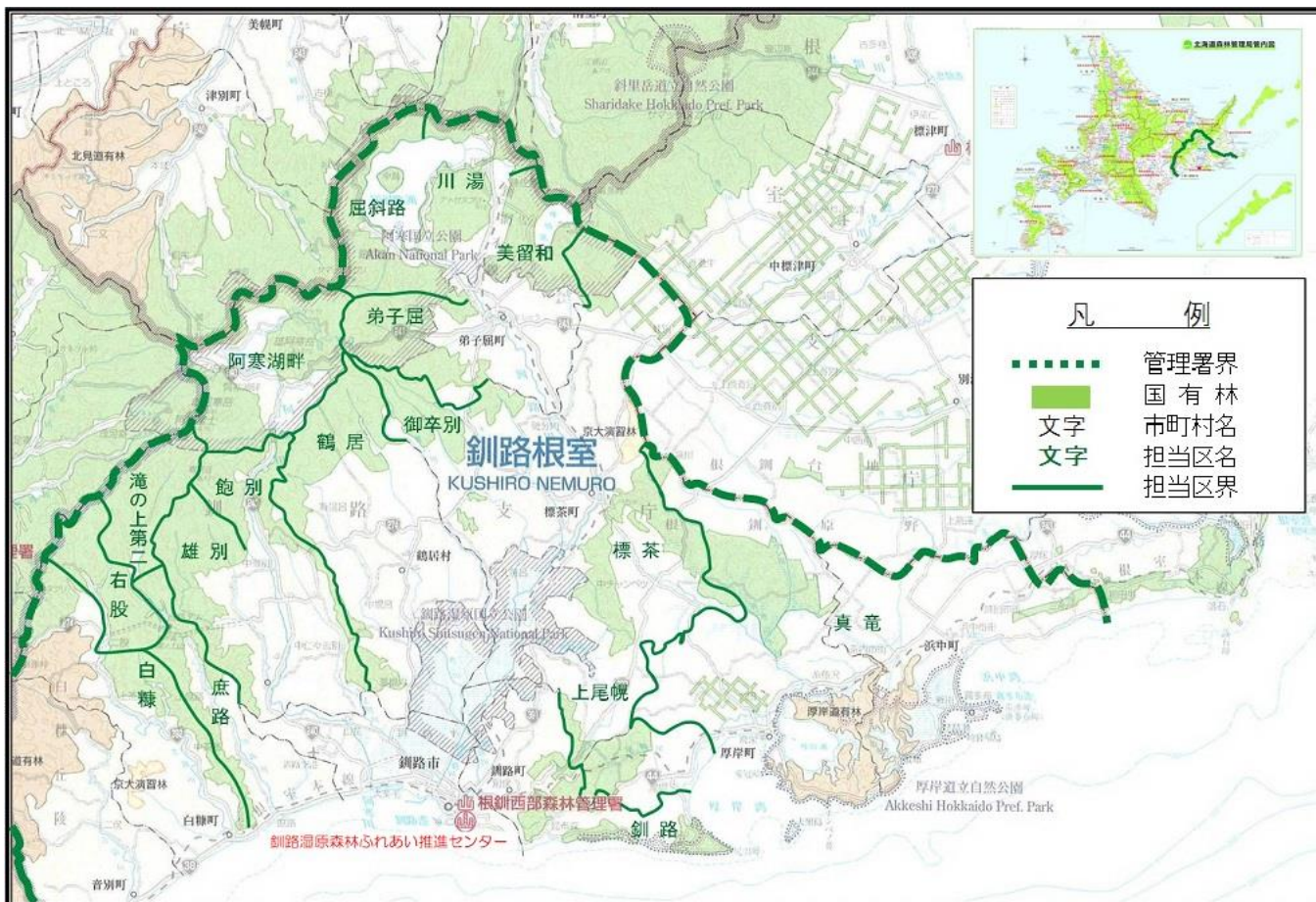
《組織図》 ※令和8年4月1日現在



《組織人員》 ※令和8年4月1日現在

職員区分	人員
定員内	34
行政専門員	2
合計	36

《管内図》



《管理面積》

単位：ha

総面積		181,973
担当区（森林事務所）	釧路	6,410
	上尾幌	5,588
	鶴居	13,688
	真竜	11,527
	標茶	16,654
	白糠	10,147
	庶路	7,781
	右股	9,350
	滝の上第二	9,812
	雄別	12,975
	飽別	11,179
	阿寒湖畔	16,891
	弟子屈	11,053
	屈斜路	11,500
	川湯	9,912
美留和	9,775	
御卒別	7,731	

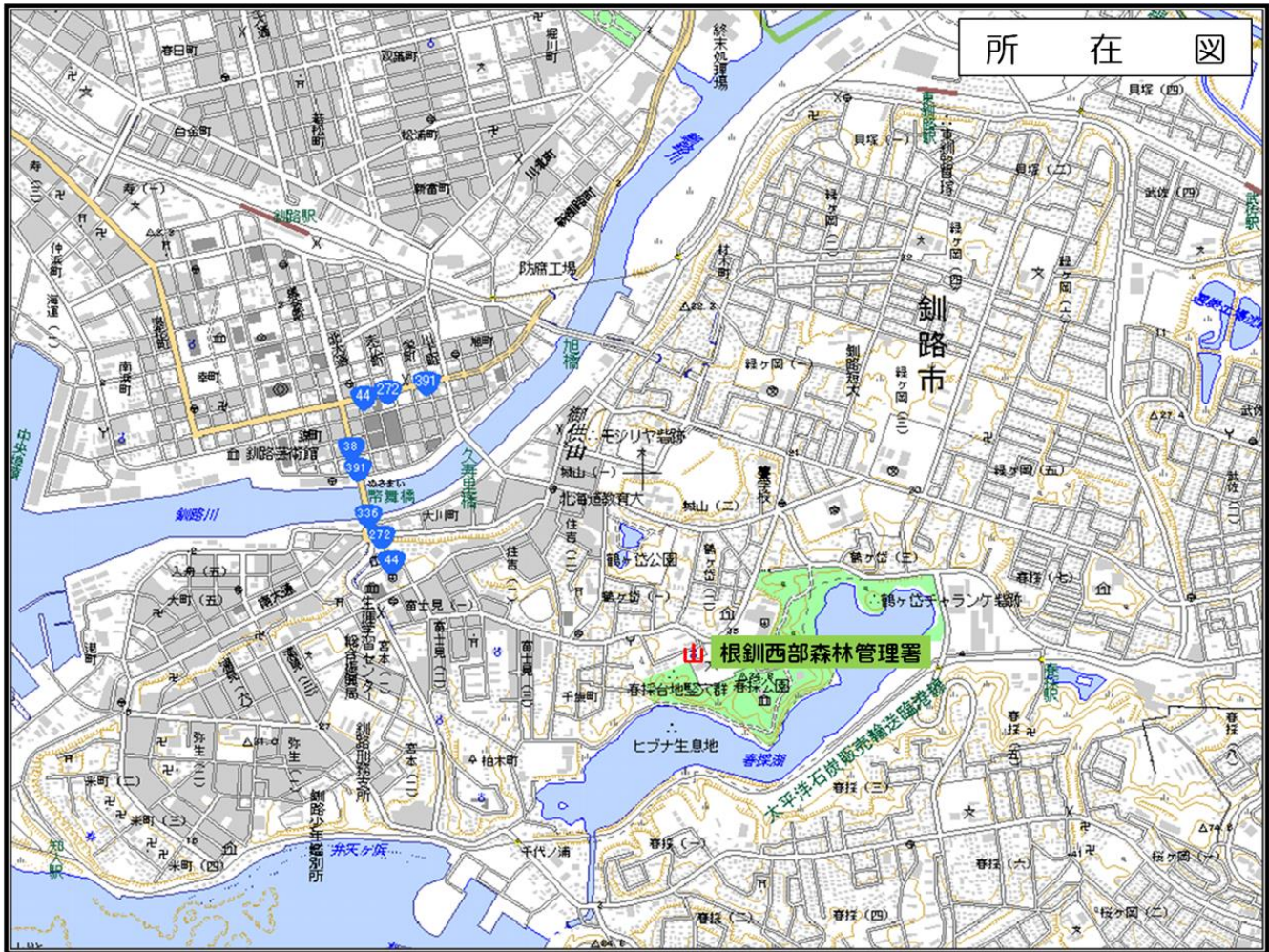
《令和8年度主要事業計画量》

区分	単位	事業量
販売量	立木販売	m3 125,247
	製品販売	m3 79,000
造林	更新	ha 219
	保育	ha 2,168
林道	新設	m 1,918
治山事業	百万円	71

注1：造林の更新は、新植、改植の植付、地拵の合計

注2：造林の保育は、根踏、下刈、除伐、野鼠防除等
保育間伐等の合計

※面積は第六次国有林野施業実施計画書（R4.4.1～R9.3.31）の数値（整数以下四捨五入）
（庶路担当区は白糠森林事務所が所轄）



この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図釧路（釧路）を使用したものです。

《問い合わせ先》

根釧西部森林管理署

〒085-0825 北海道釧路市千歳町6番11号

TEL：0154-41-7126 IP：050-3160-5785

森林事務所名	住所	電話番号
釧路森林事務所	厚岸郡厚岸町上尾幌	0153-57-2211
上尾幌森林事務所		
鶴居森林事務所	阿寒郡鶴居村鶴居西4丁目番外地	0154-64-2013
真竜森林事務所	川上郡標茶町川上10-35-7	015-485-2077
標茶森林事務所		
白糠森林事務所	白糠郡白糠町西4条北1丁目2-5	01547-2-2304
右股森林事務所	(問い合わせ先：白糠森林事務所)	/
滝の上第二森林事務所		
雄別森林事務所	釧路市阿寒町富士見2丁目10-6-1	0154-66-3969
飽別森林事務所		
阿寒湖畔森林事務所	川上郡弟子屈町朝日2丁目2-14	015-482-2469
弟子屈森林事務所		
川湯森林事務所	(問い合わせ先：弟子屈森林事務所)	/
御卒別森林事務所		
屈斜路森林事務所		
美留和森林事務所		

令和8年4月1日現在